別紙２

《事故発生時の連絡体制》

※速やかに、給食センターは市教委に第一報を入れる

A　市教育委員会

①事故発生校の児童生徒の健康状況調査・把握
②関係者による対策の協議
③市教委の対応と学校の状況を県教委、保健所等の関係機関へ報告する。
④関係機関への報告

B　各学校

①配膳中や配膳後に異物を発見した際は、異物の種類や混入状況を調べて給食センターへ報告する。
②混入状況により、学校医に事故発生を報告する。
③学校医の要医療の判断により、処置する。
④児童生徒へ状況説明し、健康状況を調査・把握する。
⑤市教委から保護者宛て文書が届いた場合は、児童生徒に配布する。

C　学校給食センター
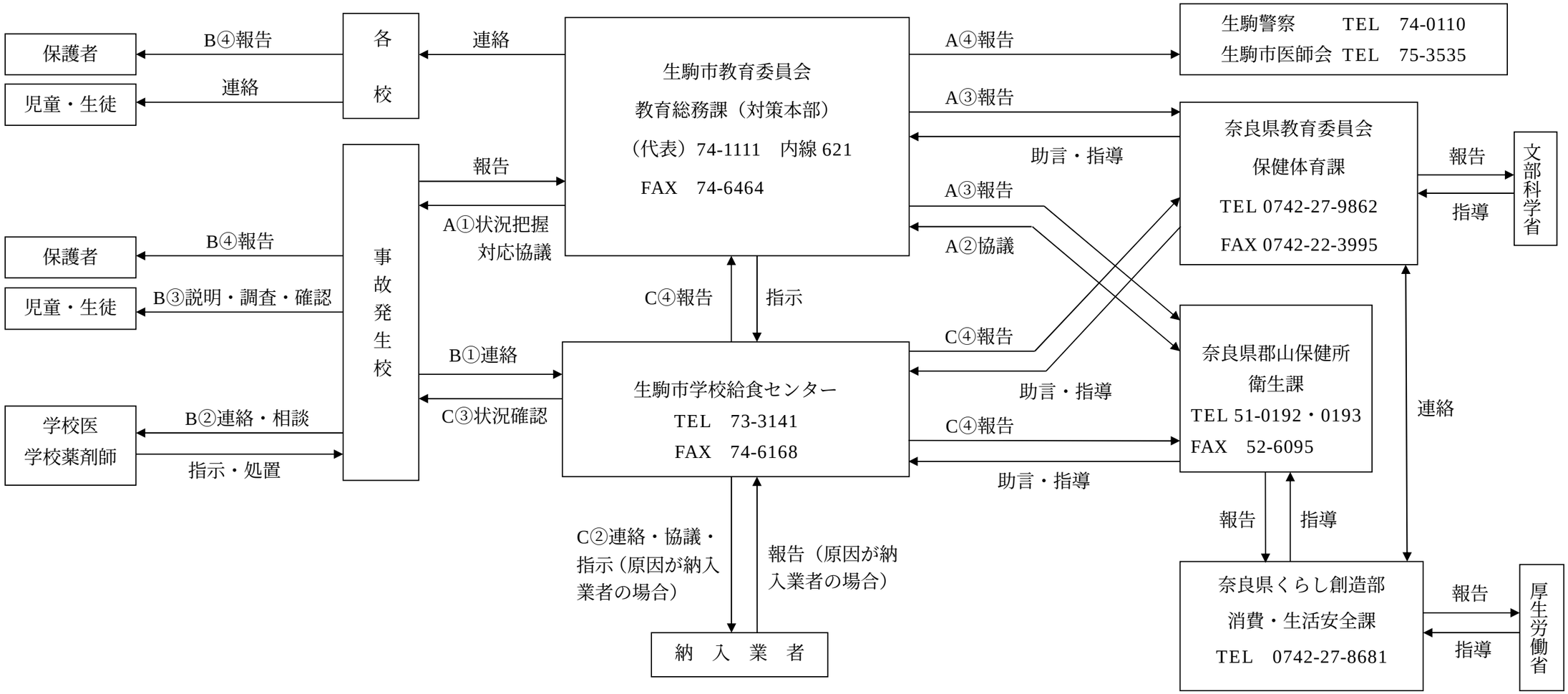
①異物を発見した場合は、種類・数量・形状・混入状況を確認する。
②納入食材が原因の場合は、納入業者に連絡し、交換等の協議を行う。
③学校から異物混入報告があった際は、混入状況を確認する。
④混入の状況により、生駒市教育委員会及び関係機関に状況報告する。